

**横浜市技能文化会館  
指定管理者選定委員会  
選定結果報告書**

**平成 22 年 10 月**

## 1 経緯

横浜市技能文化会館の第2期指定管理者の選定にあたり、横浜市技能文化会館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類を基に面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員（50音順）◎委員長

菅野 健一（東京藝術大学美術学部工芸科染織研究室教授）

武田 圭子（税理士・中小企業診断士）

畠山 滋（横浜市技能職団体連絡協議会会长）

原 ひろみ（独立行政法人労働政策研究・研修機構 人材育成部門副主任研究員）

◎ 藤野 次雄（横浜市立大学国際総合科学部教授）

## 3 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名）	平成22年8月19日（木）
◆公募要項の配布（ホームページにて公表）	平成22年8月24日（火）
◆公募説明会及び施設説明会 (9団体、23名参加)	平成22年8月31日（火）
◆公募要項に関する質問受付 (7団体、107問)	平成22年9月1日（水） ～平成22年9月10日（金）
◆公募にかかる資料の閲覧	平成22年9月21日（火）
◆公募要項に関する質問への回答	平成22年9月21日（火）
◆応募書類の受付	平成22年9月27日（月） ～平成22年9月30日（木）
◆第2回選定委員会（傍聴者2名）	平成22年10月18日（月）

#### 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市技能文化会館 指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた評価基準項目に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。選定にあたっては、面接審査として各応募者からのプレゼンテーション及び質疑を行いました。

なお、評価は、各委員が 100 点満点で採点をしております。

#### ＜評価基準項目＞

評価項目	採点欄
1 技能文化会館の基本方針への理解	10
(1) 技能文化会館の設置目的及び役割への理解	(5)
(2) 事業実施、施設運営及び施設管理に関する理解	(5)
2 事業の計画と実施の取組み方	60
(1) 技能職振興に関する事業の企画・実施	(20)
(2) 雇用就業の機会の確保に関する事業の企画・実施	(20)
(3) 勤労者福祉の増進及び文化の向上に関する事業の企画・実施	(20)
3 施設の運営、組織及び管理体制	15
(1) 利用料金運用及び事業運営体制のあり方	(10)
(2) 技能文化会館の維持管理の考え方	(5)
4 収支予算	10
(1) 技能文化会館の管理運営に関する収支計画の考え方	(10)
5 財務状況等	5
(1) 応募者の財務状況	(5)
合計	100

#### 【審査における最低基準点】

総得点（全委員の合計点 500 点）のうち 250 点を最低制限基準とし、これに満たない場合、選定から除外することとしました。

#### 【同点の場合の取り扱い】

審査の結果、同点だった場合の取り扱いについて、第 1 回選定委員会において協議し、以下の順序で上位の応募者を指定候補者とすることとしました。

- (1) 評価項目2「事業の計画と実施の取組み方」の合計点が上位の者
- (2) 採点においてAが多い者
- (3) 採点においてD以下の数が少ない者

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

### 公募要項（抜粋）

- (5) 応募条件等について
  - ア 応募者の資格  
法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。
  - イ 欠格事項  
次に該当する団体は、応募することができません。
    - (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している者
    - (イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
    - (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである者
    - (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている者
    - (オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与している者
    - (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者  
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿 **様式4**」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
    - (キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでない者）

## 6 応募団体（申込受付順）

- (1) 財団法人神奈川県労働福祉協会
- (2) 株式会社キャリアライズ
- (3) アクティオ・東急コミュニケーションズ  
(構成団体：アクティオ株式会社（代表団体）、株式会社東急コミュニケーションズ)
- (4) 技文JV  
(構成団体：株式会社ファンケルホームライフ（代表団体）、大林ファシリティーズ株式会社)

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	株式会社キャリアライズ
次点候補者	アクティオ・東急コミュニケーションズ共同体

## 8 総得点（詳細については、別紙参照）

評価項目	(財)神奈川県 労働福祉協会	株式会社 キャリアライズ	アクティオ・ 東急コミュニケーションズ共同体	技文JV
1 技能文化会館の基本方針への理解 (10点×5人=50点)	40	43	42	36
2 事業の計画と実施の取組み方 (60点×5人=300点)	185	225	195	135
3 施設の運営、組織及び管理体制 (15点×5人=75点)	55	63	58	51
4 収支予算 (10点×5人=50点)	40	44	40	36
5 財務状況等 (5点×5人=25点)	25	25	25	25
合計 (100点×5人=500点)	345	400	360	283

## 9 講評

各団体いずれも、技能文化会館の設置目的や事業実施といった基本方針への高い理解を感じとれる提案でした。

他の項目についても、各団体とも一定の評価が得られる中、指定候補者の提案内容が、最も具体的で発展性があると高い評価を得ました。

ただし、団体によっては、新しい事業への意欲は感じられるものの、関係機関との調整不足など実現可能性に疑問を感じる提案が見受けられました。

(1) 株式会社キャリアライズ

施設の特性等を踏まえ、積極的な取組が提案されていました。

技能職の後継者育成を視野に入れたインターンシップ事業や、しごと支援センターにおける関係機関との連携を図りながら対外的な役割を明確にするマネジメント制の導入など具体的な提案となっていました。

(2) アクティオ・東急コミュニティー共同体

技能文化会館を取り巻く現状や課題をしっかりと把握した提案となっている点や、企業が持っているネットワークを活用した広報活動などが評価されました。

一方、事業の効果といった将来的な展望や、収支予算の考え方にもう一工夫必要でした。

(3) 財団法人神奈川県労働福祉協会

全体的に堅実な提案内容であり、特に雇用による就業の機会の確保については、経験に基づく前向きな取組が提案されていました。

ただ、その他の事業については従来的な内容が多く、新規性に欠ける内容でした。

(4) 技文JV

これまでの5年間の経験と実績を踏まえた提案となっていました。

しかしながら、具体的な取組内容が不明確であったり、従来からの継続事業が多く、新たな事業への展開が不足していました。

<別紙>採点結果詳細

評価項目	配点	財団法人 神奈川県労働福祉協会					株式会社 キャリアライズ					アクティオ・ 東急コミュニティー共同体					技文JV				
		A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 技能文化会館の基本方針への理解	10	7	8	7	9	9	10	8	7	10	8	7	8	8	10	9	6	8	6	8	8
2 事業の計画と実施の取組み方	60	35	35	40	40	35	45	45	40	60	35	40	45	40	30	40	25	30	30	30	20
3 施設の運営、組織及び管理体制	15	13	9	11	9	13	12	12	12	15	12	13	12	10	10	13	10	10	9	10	12
4 収支予算	10	8	8	8	6	10	8	8	8	10	10	8	6	8	8	10	8	6	6	6	10
5 財務状況等	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小計	100	68	65	71	69	72	80	78	72	100	70	73	76	71	63	77	54	59	56	59	55
合計		345					400					360					283				